

総行資第286号
総行収第67号
総行支第587号
令和7年12月25日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省選挙部政治資金課長

総務省選挙部収支公開室長

総務省選挙部支出情報開示室長

「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」
の一部改正について

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）による政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成12年4月1日付け自治資第31号、自治収第3号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しますので、通知します。

この通知は、令和8年1月1日から適用します。

「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」(平成12年4月1日付け自治資第31号、自治収第3号)新旧対照表

改正後(令和8年1月1日施行)	現行
<p>政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)に基づき都道府県が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項の規定に基づき下記のとおり定めましたので、通知します。</p>	<p>政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)に基づき都道府県が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項の規定に基づき下記のとおり定めましたので、通知します。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 総務大臣届出団体に係る収支報告書の受付等について</p>	<p>1 総務大臣届出団体に係る収支報告書の受付等について</p>
<p>(1) 収支報告書の提出義務団体</p>	<p>(1) 収支報告書の提出義務団体</p>
<p>① 各種届出(政治団体の設立届、異動届、<u>国会議員関係政治団体とみなされた旨の届出</u>及び解散届並びに資金管理団体の指定届、異動届、取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届)については、届け出られた後、形式審査の上、遅滞なく収支公開室まで送付すること。</p>	<p>① 各種届出(政治団体の設立届、異動届<u>とみなされた旨の届出及び解散届並びに資金管理団体の指定届、異動届、取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届</u>)については、届け出られた後、形式審査の上、遅滞なく収支公開室まで送付すること。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>2 法第17条第2項の適用について (略)</p>	<p>2 法第17条第2項の適用について (同左)</p>
<p>3 国会議員関係政治団体の届出等について</p>	<p>3 国会議員関係政治団体の届出等について</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (同左)</p>
<p>④ 法第19条の16の3第1項第1号又は第2号に係るみなし国会議員関係政治団体に該当する旨の届出が提出された場合にあって</p>	<p>(新設)</p>

は、記載すべき事項が記載されているかなどの形式審査を行った上で、当該届出を受け付けるものであること。

⑤ (略)

4 少額領収書等の写しの開示等について (略)

5 インターネットの利用による収支報告書等の公表

① 法第7条の2第1項若しくは第2項、第17条第3項又は第19条の2第1項の規定による公表をインターネットの利用により行う場合には、その公表日から3年を経過する日までの間は引き続きホームページに掲載しておくこと。

② 法第20条第1項及び第2項の規定により、令和8年1月1日以降に行うインターネットの利用による収支報告書等の公表については、同条第4項の規定により、その公表日から3年を経過する日までの間行うものであること。

なお、収支報告書等の電子データの総務大臣への送付は要しないこと。

③ 令和7年12月31日までに開始されるインターネットの利用による収支報告書等の公表は、「e-Japan 戦略(平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会戦略本部決定)」等を根拠として、政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)による改正前の法第20条の2第2項の範囲内において行うものであること。したがって、ホームページへの掲載は、その公表日から3年を経過する日までの間行うものであること。

④ (同左)

4 少額領収書等の写しの開示等について (同左)

5 インターネットの利用による収支報告書等の公表

① 法第7条の2第1項_____、第17条第3項又は第19条の2第1項の規定による公表をインターネットの利用により行う場合には、その公表日から3年を経過する日までの間は引き続きホームページに掲載しておくこと。

(新設)

② _____インターネットの利用による収支報告書等の公表は、「e-Japan 戦略(平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会戦略本部決定)」等を根拠として、_____

_____法第20条の2第2項の範囲内において行うものであること。したがって、ホームページへの掲載は、その公表日から3年を経過する日までの間行うものであること。

③ 法第20条第3項の規定によりインターネットの利用により公表した収支報告書の電子データを総務大臣に送付する場合には、当該

	<p><u>データを PDF 等の形式により CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体に保存したものによること。</u></p>
6 収支報告書等に係る情報の公開について 法第20条の3第1項において、収支報告書等で当該収支報告書_____が公表される前のものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示決定を行わないこととされ、同条第3項において、都道府県は、同条第1項の例により収支報告書等の情報の開示を行うこととされていることから、収支報告書等で当該収支報告書_____が公表される前のものについては、都道府県の条例等に基づき開示決定を行うことはできないものであること。	6 収支報告書等に係る情報の公開について 法第20条の3第1項において、収支報告書等で当該収支報告書の <u>要旨</u> が公表される前のものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示決定を行わないこととされ、同条第3項において、都道府県は、同条第1項の例により収支報告書等の情報の開示を行うこととされていることから、収支報告書等で当該収支報告書の <u>要旨</u> が公表される前のものについては、都道府県の条例等に基づき開示決定を行うことはできないものであること。
7 その他 (略)	7 その他 (同左)
別紙1～4 (略)	別紙1～4 (同左)

(参考)

自治資第31号
自治収第3号
平成12年4月1日
(平成12年12月28日一部改正)
(平成13年3月26日一部改正)
(平成18年12月22日一部改正)
(平成20年9月29日一部改正)
(平成21年9月10日一部改正)
(平成22年8月31日一部改正)
(平成26年1月24日一部改正)
(平成27年6月26日一部改正)
(令和3年3月31日一部改正)
(令和7年9月30日一部改正)
(令和7年12月25日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省選挙部政治資金課長

総務省選挙部収支公開室長

総務省選挙部支出情報開示室長

政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る
処理基準について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）に基づき都道府県が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定に基づき下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 総務大臣届出団体に係る収支報告書の受付等について

(1) 収支報告書の提出義務団体

- ① 各種届出（政治団体の設立届、異動届、国会議員関係政治団体とみなされた旨の届出及び解散届並びに資金管理団体の指定届、異動届、取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届）については、届け出られた後、形式審査の上、遅滞なく収支公開室まで送付すること。
- ② 毎年、届出の要因たる事由の発生が12月31日までの各種届出については、収支公開室において、翌年1月中旬に、12月31日の時点で存在する政治団体に係る収支報告書受付一覧表を作成し、各都道府県選挙管理委員会に対し送付するため、遅くとも、翌年の1月14日までに収支公開室まで送付すること。

(2) 受付及び審査等

- ① 政治団体から収支報告書の提出があったときは、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、会計責任者の氏名、政治団体の区分、資金管理団体の届出をした者の氏名、国会議員関係政治団体にあっては国会議員に係る公職の候補者の氏名等及び前年からの繰越額を照合した上で、受付簿（収支報告書受付一覧表による代用可。）に受付年月日を記入すること。また、領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書、政治資金監査報告書並びに寄附金（税額）控除のための書類の有無等についても併せて記載すること。
- ② 収支報告書には受付印を押すこと。
- ③ 代表者の氏名等の記載に届出事項からの異動があるときは、確認の上、異動届と収支報告書を併せて提出させる等の指導を行うこと。
- ④ 受付の際又は受付の後、記載や添付書類の不備等がないか確認し、必要に応じ補正をさせること。
- ⑤ 記載事項の訂正は、当該政治団体の会計責任者の押印又は署名により行うこと。会計責任者以外の者の押印又は署名による場合は、当該者の本人確認及び当該者に訂正事務が委任されている旨の確認を行うこと。
- ⑥ 受付及び審査が終了した収支報告書及びこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下「収支報告書等」という。）は、送付票（別紙1）を添付の上、隨時収支公開室まで送付すること。
- ⑦ 受付簿の整理等により常に収支報告書等の提出状況を把握し、適宜未提出団体に対し催促を行うこと。

2 法第17条第2項の適用について

(1) 公表及び通知等

- ① 法第17条第2項の適用を受けることとなるおそれのある政治団体に対しては、収支報告書を提出期限までに提出するよう、文書による督促を行うこと。（文例は別紙2のとおり。）
- ② 法第17条第2項の適用を受けた政治団体（以下「適用団体」という。）に係る同条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による届出に係る公表とは別に、毎年4月1日（国会議員関係政治団体においては6月1日）以降速やかに行うこと。（公表例は別紙3のとおり。）

なお、公表をしたときは、法第7条の3第1項に規定する政治団体の台帳（以下「政治団体台帳」という。）の「届出事項等の公表関係」欄に公表年月日とともに「法第17条第2項適用」と記載しておくこと。

- ③ 適用団体は、法第8条の適用についてのみ設立の届出がないものとみなされるのであり、政治団体としては引き続き存続するものであること。したがって、適用団体に係る政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号。以下「規則」という。）第5条第3項の規定によるカードの保存は、解散に係るものとは別に保存し、その後における当該団体の記録（代表者の氏名等の異動状況、収支報告書の提出状況等）は、朱書により該当欄に記載すること。

（2）留意点

- ① その年分の収支報告書の提出期限までに当該収支報告書及びその前年分の収支報告書を提出しない政治団体は、それがいかなる理由であるかを問わず、法第17条第2項の適用を受けるものであること。
- ② 収支報告書が提出期限までに提出されない場合とは、収支報告書が提出期限までに選挙管理委員会に到達していない場合をいうものであること。
- ③ 収支報告書の内容に形式的な不備がある場合であっても、当該収支報告書の提出を受け付け、補正は受付後に行うこと。
- ④ 適用団体が再び政治活動のために寄附を受け、又は支出をしようとする場合には、いったん解散の手続きをとり、改めて設立の届出をする必要があるものであること。

（3）総務大臣届出団体である適用団体

総務大臣届出団体である適用団体については、毎年4月10日（国会議員関係政治団体においては6月10日）までに収支公開室まで報告すること。（報告様式は別紙4のとおり。）

なお、適用団体がない場合もその旨文書で報告すること。

3 国会議員関係政治団体の届出等について

- ① 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する旨の届出が提出された場合にあっては、記載すべき事項が記載されているか、添付すべき書類が添付されているかなどの形式審査を行った上で、当該届出

を受け付けるものであること。また、「課税上の優遇措置の適用関係の有無」が「有」になっていることについても確認すること。

- ② 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する旨の届出が提出された場合で、当該団体が同項1号若しくは第3号のいずれか又はその両方に該当するときは、法第19条の8第1項の規定による国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた上で、法第19条の7第1項各号のうち該当する号に係る届出を、当該通知に係る文書（規則別記第27号様式）と併せて提出する必要があるものであること。
- ③ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体に該当する旨の届出が提出された場合にあっては、記載すべき事項が記載されているか、「国会議員氏名届」が添付されているかなどの形式審査を行った上で、当該届出を受け付けるものであること。
- ④ 法第19条の16の3第1項第1号又は第2号に係るみなし国会議員関係政治団体に該当する旨の届出が提出された場合にあっては、記載すべき事項が記載されているかなどの形式審査を行った上で、当該届出を受け付けるものであること。
- ⑤ 既に存在している政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合又は国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合に提出する異動届については、異動事項には「国会議員関係政治団体の区分」、内容（旧）欄又は（新）欄には「国会議員関係政治団体以外の政治団体」と記載されること。

4 少額領収書等の写しの開示等について

- ① 法第19条の16に基づき、都道府県選挙管理委員会が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準については、総務省が定める「政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準」に準じて定めること。
- ② 法第19条の16第5項の規定による提出命令が国会議員関係政治団体の会計責任者に到達した日の翌日から20日（法第19条の16第7項の規定により、延長を求めた場合は、当該延長を求めた期間を加えた日）以内に当該会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときには、少額領収書等の写しを提出しなかった旨、当該少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び項目並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、インターネットその他適切な方法により公表すること。

なお、インターネットの利用により公表する場合には、当該少額領収書等の写しが提出される日までの間は引き続きホームページに掲載しておくこと。

5 インターネットの利用による収支報告書等の公表

- ① 法第7条の2第1項若しくは第2項、第17条第3項又は第19条の2第1項の規定による公表をインターネットの利用により行う場合には、その公表日から3年を経過する日までの間は引き続きホームページに掲載しておくこと。
- ② 法第20条第1項及び第2項の規定により、令和8年1月1日以降に行うインターネットの利用による収支報告書等の公表については、同条第4項の規定により、その公表日から3年を経過する日までの間行うものであること。

なお、収支報告書等の電子データの総務大臣への送付は要しないこと。

- ③ 令和7年12月31日までに開始されるインターネットの利用による収支報告書等の公表は、「e-Japan 戦略（平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会戦略本部決定）」等を根拠として、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）による改正前の法第20条の2第2項の範囲内において行うものであること。したがって、ホームページへの掲載は、その公表日から3年を経過する日までの間行うものであること。

6 収支報告書等に係る情報の公開について

法第20条の3第1項において、収支報告書等で当該収支報告書が公表される前のものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示決定を行わないとされ、同条第3項において、都道府県は、同条第1項の例により収支報告書等の情報の開示を行うこととされていることから、収支報告書等で当該収支報告書が公表される前のものについては、都道府県の条例等に基づき開示決定を行うことはできないものであること。

7 その他

（1）届け出られた政治団体の名称が類似名称に該当するおそれがある場合

法第6条第3項において、同条第1項の規定による届出をする場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、法第7条の2第1項の規定により公表された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称（以下「類似名称等」という。）以外の名称でなければならないこととされており、届け出られた政治団体の名称が政党の名称を含む等の場合には、類似名称等に該当するおそれがあるので、慎重に取り扱うこと。

（2）活動区域等の異動に伴い届出先が変更となる場合

政治団体の活動区域等の異動に伴い届出先が変更となる場合、従前の届出先である都道府県選挙管理委員会は、新たな届出先となる都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に対して、当該政治団体に係る政治団体台帳の写しを送付すること。当該政治団体に係る政治団体台帳については異動事項（異動の事由が発

生した年月日を含む。) の記載とともに新たな届出先を備考欄に記入の上、別に保存すること。

新たな届出先となる都道府県選挙管理委員会は、当該政治団体に係る政治団体台帳の作成に際し、備考欄に従前の届出先及び届出先の変更に係る異動の事由が発生した年月日を記載するとともに、従前の届出先から送付された政治団体台帳の写しを当該政治団体に係る政治団体台帳とともに保管すること。

(3) 政党的支部が設立の届出をする際の綱領等

政党的支部が設立の届出をする場合に提出する「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」については、政党的支部が独自に規約等を定めていない場合には、当該支部を支部とする政党的「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」で差し支えないものとすること。

(4) 受付後の届出書類や収支報告書等の取扱い

都道府県選挙管理委員会において受け付けた届出書類や収支報告書等について、政治団体から不備を訂正する旨の申し出があった場合には、都道府県選挙管理委員会の窓口において直接訂正を行うこととし、受付後の届出書類や収支報告書等は政治団体に返却しないようにすること。

(5) 政治団体の届出に係る公表について

法第7条の2第1項若しくは第2項、第17条第3項又は第19条の2第1項の規定による公表については、別に定める総務大臣が行う公表内容に準じて行うこととする。

別紙1

収支報告書送付票（令和 年分）

合計 団体

都道府県名

担当者名

政治団体名	整理番号	受付 年月日	領収書等	徴難 明細	振込明 細書等	政治資金 監査報告 書	異動届	寄附金 (税額) 控除	備考

＜記載要領＞

- 「整理番号」欄は、毎年1月中に送付する受付一覧表に掲げられたものを記載すること。
- 「領収書等」欄、「徴難明細」欄及び「振込明細書等」欄には、領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書の添付があるときに○印を付けること。
- 「政治資金監査報告書」欄には、政治資金監査報告書の添付があるときに○印を付けること。
- 「異動届」欄には、異動届を併せて提出するときに○印を付けること。
特に、代表者の氏名の異動があるときは「代」と、会計責任者の氏名の異動があるときは「会」と、団体の名称の異動があるときは「名」と、主たる事務所の所在地の異動があるときは「住」、国会議員関係政治団体に関する異動があるときは「国」とそれぞれ記載すること。
- 「寄附金(税額)控除」欄には、寄附金(税額)控除のための書類があるときに、その枚数を記載すること。
- 法第17条第2項の適用団体については、「備考」欄に適用年を「○年17②」と記載すること。また、法第18条第5項の規定により、政治団体の本部による解散の届出がなされた支部については、「18⑤」と記載すること。
- 送付票は、定期分（法第12条第1項の規定によるもの）と解散分（法第17条第1項の規定によるもの）とで別葉とすること。

別紙2

選管第〇〇号
令和〇年〇月〇日

政治団体名

代表者 〇〇 〇〇 様

会計責任者 〇〇 〇〇 様

〇〇県選挙管理委員会委員長

令和△年分及び令和□年分の政治資金収支報告書の提出について

貴団体におかれましては、令和△年分の収支報告書が現在〇〇県選挙管理委員会に届いておりません。収支報告書は、令和△年中に活動を停止していた等の理由により収支がない場合についても提出義務がありますので、当選挙管理委員会まで至急提出してください。

また、令和□年分の収支報告書についても、提出期限である令和△年〇月〇日（国会議員関係政治団体の場合は〇月〇日）までに提出してください。

令和△年分及び令和□年分の収支報告書が、令和△年〇月〇日（国会議員関係政治団体の場合は〇月〇日）までに提出されなかった場合、政治資金規正法第17条第2項の規定により、令和△年〇月〇日（国会議員関係政治団体の場合は〇月〇日）以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができないこととなりますので御留意願います。

なお、これに違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、同法第23条の規定により罰せられますので、念のためお知らせいたします。

※ 既に当選挙管理委員会へ収支報告書を提出済みの場合は、行き違いで御容赦ください。

(参考)

[政治資金規正法第17条第2項]

政治団体が第12条第1項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき

は、第8条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

[政治資金規正法第8条]

政治団体は、第6条第1項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

[政治資金規正法第23条]

政治団体が第8条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

別紙3

○○県選挙管理委員会告示第 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和〇年4月1日（国会議員関係政治団体にあっては6月1日）以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和〇年〇月〇日

○○県選挙管理委員会委員長

○○ ○○

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
○○後援会	○○太郎	○○二郎	○○○○○○○○
...

...

...

...

...

別紙4

選管第 号
令和〇年〇月〇日

総務省選挙部政治資金課収支公開室長 殿

〇〇県選挙管理委員会書記長

政治資金規正法第17条第2項の規定の適用を受ける総務大臣届出団体
(国会議員関係政治団体分・国会議員関係政治団体以外の政治団体分)について
(報告)

のことについては、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------------|--------|
| 1 適用を受ける団体数 | 〇〇団体 |
| 2 適用を受ける団体の名称等 | 別紙のとおり |

(別紙)

〇〇県	政治団体の名称	代表者名	会計責任者名
111110	〇〇後援会	〇〇太郎	〇〇次郎
222220	△△会	△△一郎	△△二郎
333330	□□研究会	□□春子	□□夏子
444440	政治結社◎◎	◎◎秋子	◎◎冬子

<備考>

国会議員関係政治団体分と、国会議員関係政治団体以外の政治団体分とを別葉
とすること。